

まあじ・まいわし・さば類等に関する大中型まき網漁業の資源管理協定

協定発効日 令和4年3月25日

(目的)

第1条 本協定は、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙に定められた大中型まき網漁業に係る特定水産資源等の管理に関して漁獲割当管理区分以外の管理区分の漁獲可能量を超えないよう効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該特定水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該特定水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 くろまぐろ（小型魚） 資源管理基本方針別紙第2-1に定めるくろまぐろ（小型魚）をいう。
- 二 くろまぐろ（大型魚） 資源管理基本方針別紙第2-2に定めるくろまぐろ（大型魚）をいう。
- 三 まあじ 資源管理基本方針別紙第2-5に定めるまあじをいう。
- 四 まいわし太平洋系群 資源管理基本方針別紙第2-6に定めるまいわし太平洋系群をいう。
- 五 まいわし対馬暖流系群 資源管理基本方針別紙第2-7に定めるまいわし対馬暖流系群をいう。
- 六 するめいか 資源管理基本方針別紙第2-12に定めるするめいかをいう。
- 七 まさば及びごまさば太平洋系群 資源管理基本方針別紙第2-15に定めるまさば及びごまさば太平洋系群をいう。
- 八 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 資源管理基本方針別紙第2-16に定めるまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群をいう。
- 九 大中型まき網漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第7号に掲げる大中型まき網漁業をいう。
- 十 操業 第一号から第八号に掲げる水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚、漁獲物のくみ上げその他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、前条第一号から第八号に掲げる水産資源とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、大中型まき網漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、第2条第一号から第八号に掲げる水産資源ごとに資源管理基本方針別紙第2に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 第2条第一号から第五号、第七号及び第八号に掲げる水産資源ごとに大臣管理区分に配分された大臣管理漁獲可能量につき、別に定める管理海区ごと又は管理期間ごとの管理を基本とし、第13条に定める協定の管理に関する委員会（以下、「協定管理委員会」という。）において漁獲実績を勘案して配分された数量を参加者は遵守するものとする。
 - 二 協定管理委員会において定められた漁獲可能量を遵守するように、協定管理委員会は参加者に取組の徹底を指導し、参加者の取組状況を管理する。
 - 三 協定管理委員会で別に定めた基準に基づき協定管理委員会が当該水産資源を目的とする操業の停止等の具体的な管理措置の通知をしたときは、参加者は当該管理措置を遵守する。
 - 四 第2条第一号、第二号に掲げる水産資源については、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の保存管理措置を踏まえ、漁獲量の上限を設定するものとする。【強度資源管理】
- 2 前項の取組のほか、第2条第六号に掲げる水産資源にあつては、次の各号に掲げる管理措置により資源管理の目標の達成を目指すこととする。
- 一 協定管理委員会において漁獲実績を勘案して目的採捕を可能とする海区と目的採捕を周年自粛する海区を指定して管理することとする。
 - 二 参加者は、目的採捕を可能とする海区にあつては、協定管理委員会から目的採捕自粛の通知がなされたときは、目的採捕を自粛するものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条第1項第一号の取組については仕切り伝票等に基づく漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条の漁獲量の報告を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、法第30条第1項、第52条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の第2条第一号から第八号に掲げる水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源又は大臣管理区分に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について協定管理委員会において調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）とする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止等の本協定の決議は、協定管理委員会の決議によるものとし、協定管理委員会委員の過半数の同意をもって行うものとする。

（協定管理委員会の設置）

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は15人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。

- 一 参加者の所属する別記1の一般社団法人全国まき網漁業協会会員の代表者等
- 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者

- 3 協定管理委員会の事務局は、一般社団法人全国まき網漁業協会に設置するものとする。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

第 14 条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第 15 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(以 上)

【資源管理協定：別添】

◎別に定める管理海区(第5条第 1 項第一号)

特定水産資源	管理海区 (下記の海区を基本とする)
まあい	ア太平洋 イ日本海・東海・南海・九州西部
まあいし太平洋系群	ア北部太平洋 イ中部・南部太平洋
まあいし対馬暖流系群	ア日本海・東海・南海 イ九州西部
まさば及びごまさば太平洋系群	ア北部太平洋 イ中部・南部太平洋
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	ア日本海 イ東海・南海・九州西部
くろまぐろ（小型魚）	ア太平洋 イ日本海・東海・南海・九州西部
くろまぐろ（大型魚）	ア太平洋 イ日本海・東海・南海・九州西部

◎別に定める管理期間(第5条第1項第一号)

特定水産資源	管理期間 (下記の期間を基本とする)
まあい	ア 1/1～3/31 イ 4/1～6/30 ウ 7/1～9/30 エ 10/1～12/31
まあいし太平洋系群	同上
まあいし対馬暖流系群	同上
まさば及びごまさば太平洋系群	ア 7/1～9/30 イ 10/1～12/31 ウ 1/1～3/31 エ 4/1～6/30
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	ア 7/1～9/30 イ 10/1～12/31 ウ 1/1～3/31 エ 4/1～6/30
くろまぐろ（小型魚）	ア 1/1～3/31 イ 4/1～6/30 ウ 7/1～9/30 エ 10/1～12/31
くろまぐろ（大型魚）	ア 1/1～3/31 イ 4/1～6/30 ウ 7/1～9/30 エ 10/1～12/31

※上記に定めた管理期間において配分された数量について、未消化分がある場合は、次の期間に繰り越すものとする。

別 記 1（第13条第 2 項第一号）

一般社団法人全国まき網漁業協会 員名	主な管理海区
北海道まき網漁業協会	北部太平洋海区（道東沖海域）
北部太平洋まき網漁業協同組合連合会	北部太平洋海区（道東沖海域を除く）
静岡県旋網漁業者協会	中部太平洋海区（静岡県沖合海域）
愛知三重大中まき網協会	中部太平洋海区（愛知県・三重県沖合海域）
愛媛県まき網漁業協議会	南部太平洋海区（愛媛県沖合海域）
大分県旋網漁業協議会	南部太平洋海区（大分県沖合海域）
北部日本海まき網漁業協議会	北部日本海区
中部日本海まき網漁業協議会	中部日本海区
山陰旋網漁業協同組合	西部日本海区
鹿児島県旋網漁業協同組合	九州西部海区（長崎県・鹿児島県沖合海域）
日本遠洋旋網漁業協同組合	東海・南海・九州西部海区

大中型まき網漁業資源管理協定第5条第1項第3号に規定す

る別に定める基準

協定管理委員会（以下「委員会」という。）は、資源管理協定第5条第1項第3号に基づく当該水産資源を目的とする操業の停止等の具体的な管理措置の通知の運用につき、次の通り定めるものとする。

- 1 協定管理委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員会から管理措置について一任を受けた組織の長は参加者に対して次の表を基本として漁獲の状況等に応じ漁獲可能量遵守に必要な適切な管理措置を通知する。

委員会において別に定めた管理海区又は管理期間における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該管理海区又は管理期間に係る漁獲可能量に占める割合	当該管理海区又は管理期間において当該特定水産資源の採捕をする者に対して委員長が通知する管理措置の内容
90 パーセントを超えたとき	漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置（当該特定水産資源の漁獲の抑制等）の実施
95 パーセントを超えたとき	漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の自粛等）の実施

- 2 1の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると委員長が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該管理海区又は管理期間において当該管理年度又は管理期間の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該管理海区又は管理期間における漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 本協定に参加している者自らによる採捕抑制の管理措置等の取組がなされており、当該取組によって当該管理年度又は管理期間の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が当該管理海区又は管理期間に係る漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合